

令和6年度
第5回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和6年8月9日開会

高松市農業委員会

令和6年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年8月9日（金）午後2時開会

開催場所 J A東讃宮農センター 3階大ホール

出席委員 23人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 1人

- 2番 真鍋 俊二

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副主 幹 金田 篤宗
- 副主 幹 稲積 直子
- 主任主 事 多田 利浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第9号 高松市農業委員会会議規則の一部改正について
- 議案第10号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中23人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番真鍋俊二委員の1名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び22番橋田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番、3番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください。

4番は、借受人の労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、借受人の労力不足のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は、5条許可申請所有権3番のとおりとなっています。

2番は、売買目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3番、次のページの4番、5番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は、4番は5条許可申請所有権14番、5番は5条許可申請所有権15番のとおりとなっています。

次のページを御覧ください。

6番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権5番に関連しています。

7番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は4条許可申請6番及び5条許可申請所有権21番のとおりとなっています。

8番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください。

9番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

10番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

11番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください。

12番は、労力不足のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

13番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

14番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権12番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、近隣介護事業法人からの利用要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年頃に一部造成済みで、この度追認許可を得るもので

す。隣接は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、近隣マンション居住者及び福祉施設からの利用要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和6年7月に一部造成済みで、この度追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公園が15.00平方メートルあります。

3番は、経営する共同住宅のための物置・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、物置は昭和55年頃に建築、駐車場は平成7年頃に造成したもので、この度追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が852.58平方メートルあります。

4番は、個人で建築業を営む申請者が業務用及び来客駐車場並びに資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅兼事務所に隣接する農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、駐車場は令和3年に建築済み、資材置場は平成18年に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が314.96平方メートルあります。

5番は、付属建物、離れを建築した際、隣接所有農地に越境したもので、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年に造成済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が844.82平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

6番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地北側に接する高松市道檀紙町56号線整備に伴い、水路の付け替えが必要になったため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。また、農業用施設であるため、無断転用扱いはしておりません。

使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

7番は、申請地西側に隣接する既存宅地に十分な駐車スペースがなく、家族用及び申請者の議員活動のための来客用露天駐車場並びに進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、製麺所、うどん屋を営んでいる申請者が、隣接所有農地で栽培したネギ等を収穫するための露天車両置場兼作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和6年5月に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、平成30年7月10日付けで、住宅兼店舗、倉庫用地として転用許可を受けておりましたが、ドッグサロンを営んでいる転用者が、事業内容の拡大により、来客用駐車場及びドッグランスペースを増やす必要が生じ、当初計画の建築面積から30%以上減少したため、許可後の事業計画変更申請をするものです。併せて、工事完了日を令和6年8月30日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

事業計画変更申請が遅延した理由として、計画変更申請が必要であることを失念し、また、家庭の事情により取り紛れ、計画変更申請が未了のまま至ってしまったとのこと。

2番は、令和元年8月9日付けで、分譲住宅用地として転用許可を受け、令和4年9月13日付けで工事期間の延長のため、事業計画変更承認を受けていましたが、周辺の住宅需要から

1区画当たり面積を増やすため、区画数を2区画から1区画へ変更し、また、建築物を2階建2棟から平屋建1棟に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

併せて、工事完了日を令和8年8月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、1番については、「高松市農地関係事務処理要領」第3の2許可目的達成が困難な場合の変更の(1)変更申請の対象の中に記載のあります「農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であって、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき」に該当し、事業計画変更申請を提出することで、転用目的を達成するものです。

また、現在、事業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き転用者に対し、粘り強く注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を富本委員から報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、橋田委員と私の2名で、昨日、現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転8件です。1番及び5番から7番までの4件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転4番までを私が、5番以降を橋田委員から報告します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権移転について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立多肥小学校南東600メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、営業活動から、多肥地区での住宅購入希望者を相当数得ており、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は分譲住宅等により宅地化が進み、住環境に優れた地域内にあることから選定したもので、転用理由と農地区分について

は適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用道路等が、222.56平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立香東中学校北300メートルに在り、管工事、空調設備工事業を主に事業展開している申請者が、関係する不動産業者の情報から、市内中心部居住者のドッグラン利用要望があるとのことで、経営の多角化の一環として、インターネットを活用した予約、ID発行により現地受付を設けない事業効率の良いドッグラン用地を開設しようと転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に南側が接しており、利便性が良く、利用者の要望として、大型・中型・小型犬で利用スペースを区分でき、区域内に利用者の駐車場も確保できる面積で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の転用同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

3番は、高松市立一宮小学校西200メートルに在り、宅建免許を持ち、不動産業を営む申請者が、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、営業活動から、生活、通勤に便利な一宮地区での住宅購入希望者を10件ほど得ており、代替地の検討もされた結果、申請地は、県道三木国分寺線に南側が接しており、近くにはことでん琴平線一宮駅、教育施設があり、商業施設、病院も充実していることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、1,341.87平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番は、ことでん志度線八栗新道駅北東250メートルに在り、不動産業を営む前件同様の転用者が特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高松東部での手持ち事業用地がなく、新たな事業展開を計画したものです。

代替地の検討もされた結果、半径1キロ以内には、幼稚園、小学校、中学校があり、市内中心部への通勤、通学に便利なJRの駅も300メートルほどと近く、生活及び住環境に優れた地域内にあることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、橋田委員が説明します。

橋田委員 現地調査委員の橋田です。

5番は、香川県立図書館東1キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、昨年、同地区で許可を得た4区画の用地について、現在、半分が建築、売買される中でなお、住宅購入希望者を得たことから、需要に対応するため新たな事業用地を計画するものです。代替地の検討もされた結果、申請地は、小学校、こども園に近く、北側にあるサンメッセ香川近くには商業施設が充実していることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

6番は、高松市立香南中学校北西1キロメートルに在り、トンネル用の生コンプラント、各種ミキサーユニット、掘削機器の設計、製作、販売を行っている申請者が、露天資材置場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、余剰スペースのない本社事務所敷地及び、3万6千平方メートルほどの既存資材置場がある綾川町千疋から4キロほどの場所で、業務内容から、広大な用地を必要とするもので、申請地は位置的に事業連携がし易く、不足する面積を確保できる一団の土地であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が、119.00平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

7番は、高松市立下笠居小学校南東800メートルに在り、貨物自動車運送業を営む申請者が、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、事業が順調に伸び、業務用の大型・中型トラック約80台、その車両に乗り換え利用する従業員の車両置場として既存施設を利用していますが、住宅区域内にあることから、夜間利用時の騒音発生防止・交通安全対策に苦慮しており、周辺住宅への騒音被害等が少なく、今後の事業増にも見合う、新たな駐車場を

確保しようと、出入りがし易い県道高松坂出線に接している申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、高松市立川島小学校北東300メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地周辺は宅地化が著しく、近くには、商業施設が充実していることから潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、62.55平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権8件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番と2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

1番は、併用雑種地等が、690.91平方メートル、2番は、併用宅地等が、200.66平方メートルあります。

3番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、周辺は、教育施設や商業施設が近く、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が、52.00平方メートルあります。

また、使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

4番は、特別議案です。

議案書12ページを御覧ください。

5番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道岩崎高松線に接し、交通の利便性がよく、周辺は、病院や商業施設が近く、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、149.96平方メートルあります。

6番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道高松香川線に接し、交通の利便性がよく、周辺は、病院や商業施設が近く、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は、平成16年頃に土地所有者が一部造成みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、特別議案です。

議案書13ページを御覧ください。

8番も、特別議案です。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10 番は、申請地東側の市道が拡張されることに伴い、自宅への自動車が出入りが可能となる進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,036.64平方メートルあります。

議案書14ページを御覧ください。

11番は、特別議案です。

12番の転用者は、塗装工を営んでおり、自宅兼事務所が手狭となったため、新たに事務所用地として転用者申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在の事務所から近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年頃に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が541.80平方メートルあります。

13番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫等を建築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年9月に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が254.30平方メートルあります。

14番は、土木建築業等を営む法人が、現在の駐車場が事務所から離れており、不便をきたしていることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所の隣接地で、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が185.95平方メートルあります。

また、使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

議案書15ページを御覧ください。

15 番は、特別議案です。

16 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、幹線道路及びインターチェンジに近く、通勤に便利で、生活環境に恵まれた立地にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17 番は、土木建築業等を営む法人が、高松市内での仕事が一定の割合を占めるようになり、拠点となる資材保管場所が必要となったため、新たに倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、管理及び利用し易く、幹線道路及びインターチェンジに近く、現場への行き来も便利であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 16 ページを御覧ください。

18 番も、非農家の自己住宅の地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築した際、隣接農地に越境して造成していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和 50 年 1 月に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 309.93 平方メートルあります。

19 番の転用者は水道設備工事業を営む法人の役員ですが、法人が借りている資材置場を返却せざるを得なくなったため、新たに露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、返却する資材置場のすぐ東側にあり、北側は県道三木国分寺線に接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20 番は、不動産賃貸業等を営む法人が、申請地近くの医療法人の来客用駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21 番の転用者は、税理業、コンサルタント業を営んでおり、家族のいる社員の福利厚生を充実させるため、社宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道やインターチェンジから近く交通の便が良く、通勤や県内外の顧客の対応にも便利がよいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

議案書17ページを御覧ください。

22番は、特別議案です。

議案書18ページを御覧ください。

23番は、現在、借家住まいですが、子供が増え、現在の住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、妻の実家に近く、将来的に親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、特別議案です。

25番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書19ページを御覧ください。

26番は、特別議案です。

27番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設もあり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、130.97平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、眼鏡及びその関連商品の販売業を営む法人が、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、セルフ給油所の運營業務受託業等を営んでいる法人が、洗車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側隣接地でガソリンスタンドを営業しており、利用客に便利で、従業員も管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、土木工事業を営む法人が、事業が順調に伸び、特殊車両や重機等を保管する場所が不足していることから、新たに倉庫・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、法人の前代表が倉庫を平成5年8月に一部造成・建築済みですが、この度追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、貸住宅地に隣接し一体利用するため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、所有者の叔父が昭和45年頃に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、198.48平方メートルあります。

2番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する宅地と一体利用するため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、所有者の叔父が昭和45年頃に一部造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、177.95平方メートルあります。

3番は、現在、借家住まいで、家族が増え、住居が手狭となったことから、祖父の農地を借

り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、両親の面倒もみられることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、36.35平方メートルあります。

議案書22ページを御覧ください。

4番も、現在、借家住まいで、子どもが誕生したことにより、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道に面し、実家にも隣接し、介護や農作業の手伝いを見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、借家住まいで、子どもが誕生したことにより、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、介護や農作業の手伝いを見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権19件、賃借権3件、使用貸借5件、計27件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。今月は所有権移転の案件のみです。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、姪から叔父へ贈与するもので、取得後は、ジャガイモ等を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はニンニクを栽培するものです。

4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は大根を栽培するものです。

5番は、小作人が耕作地を取得するもので、取得後は、ブドウを栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻及び野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

7番と8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、バジル、ルッコラ、八朔、レモンを栽培するものです。

10番と11番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、10番はミカン、11番は桃を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

12番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知14番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転12件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書26ページを御覧ください。

1番は平成3年頃から、2番は昭和58年頃から、3番は平成元年頃から、4番、5番は昭和

60年頃から、それぞれ20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和6年7月23日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和6年8月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようありますので、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

(議案第9号については取り下げ)

次に、議案第10号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第10号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

先週、5日の月曜日に、農業委員等候補者評価委員会を開催いたしまして、農地利用最適化推進委員候補者として、第3地区三谷地域の河野憲司氏を決定いたしました。

この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第17条で、農業委員会は、一中略一農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。と規定されておりますことから、今回、河野氏を農地利用最適化推進委員に選任することについて、お諮りするものです。

本議案を承認いただきますと、本日閉会後に、三笠会長が河野氏の委嘱を行う予定としております。

以上、議案第10号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任については、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料4を御覧ください。

期間としましては、令和6年7月4日から同年8月2日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、7月議決分といたしまして4条が13件、5条が46件、合計で4条が13件、5条が49件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、7月議決分といたしまして4条が1件、5条が19件、合計で4条が1件、5条が29件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

令和6年7月議決分の2番が表の右端欄のとおり、開発許可により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和6年4月議決分の所有権、4番、5番、18番、23番、24番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占有、造成未了により、許可保留となっております。

次に、令和6年5月議決分の所有権、6番、20番、22番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、道路工事承認未了、史跡等現状変更、開発許可により、許可保留となっております。

次に、令和6年6月議決分の、所有権、2番、7番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和6年7月議決分の所有権、7番、11番、12番、14番、15番、18番、19番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占有、道路工事承認未了、用途廃止により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、7月議決分の所有権、24番、25番、29番、33番、34番、35番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、道路工事承認未了、法定外占有、開発許可、用途廃止により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、7月議決分の所有権、40番、43番、44番、賃借権、1番、4番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、用途廃止、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく、7月議決分の使用貸借、4番が、表の右端欄のとおり、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時00分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員